

# 利用円滑化経路

## 基本的な考え方

- 建築物の敷地の接する道等から利用居室に至る1以上の経路を車いす使用者等が円滑に利用できる利用円滑化経路とし、当該利用居室から多機能トイレ及び車いす使用者用駐車施設に至る1以上の経路についても車いす使用者等が円滑に利用できる利用円滑化経路とする。

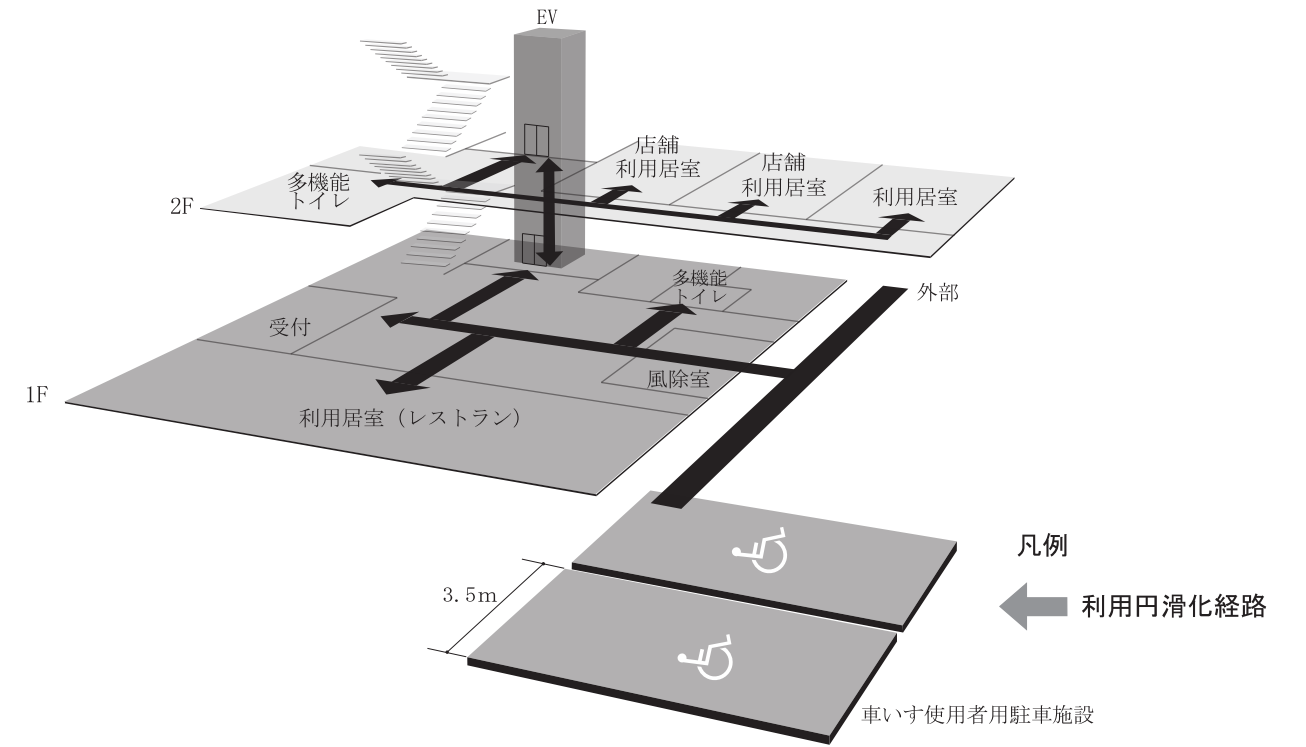
1

### ●整備基準

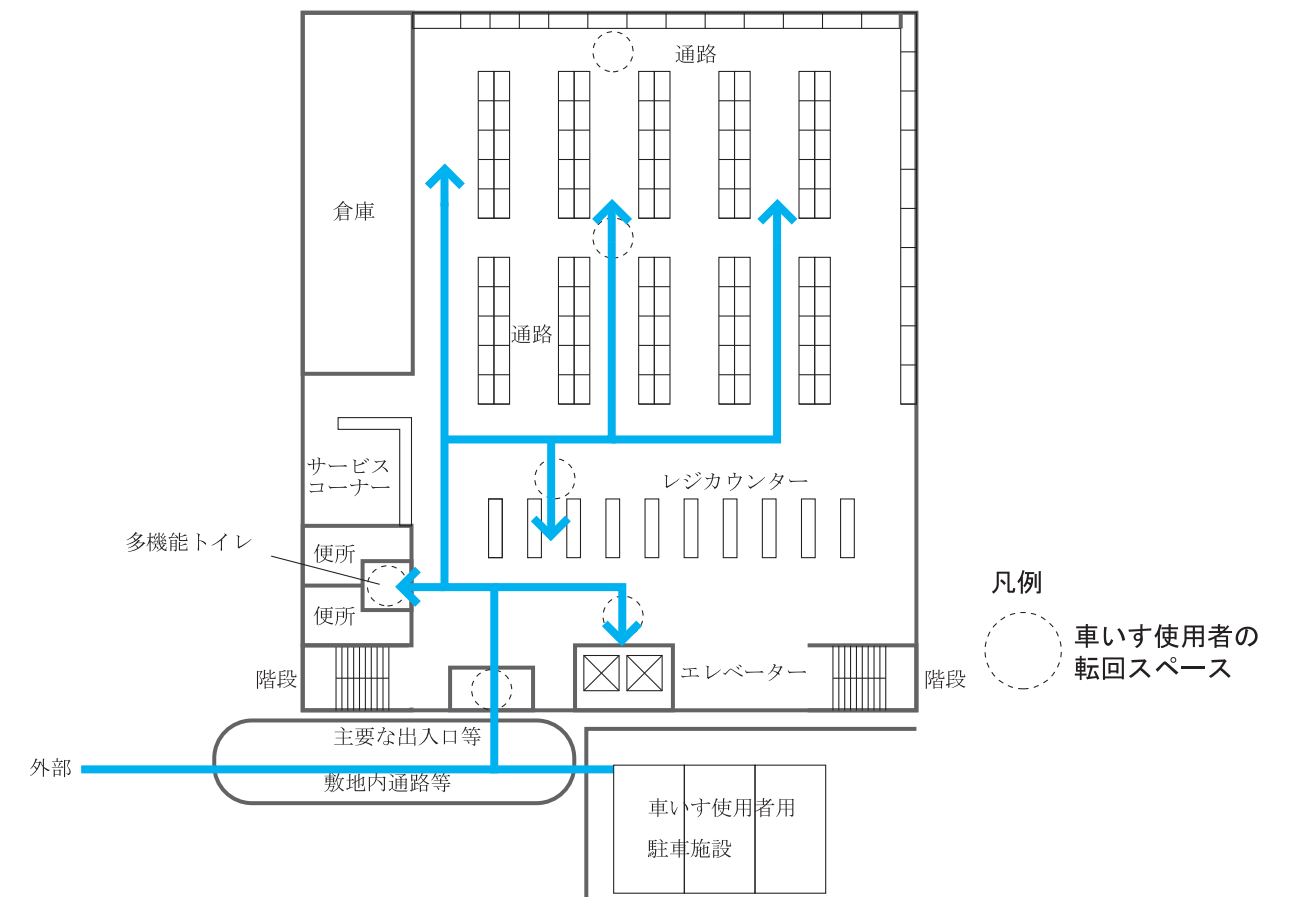
### ○望ましい基準

### 解説

<p>(1)利用円滑化経路</p>	<p>次に掲げる場合においては、利用者(施設を利用、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。)の用に供するそれぞれの場合に応じて定める経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、(2)及び(3)に定める建築物については、この限りでない。</p> <p>(一)建築物に利用者の用に供する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室(共同住宅又は寄宿舎にあつては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあつては各客室)までの経路</p> <p>(二)建築物又はその敷地に高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した8(1)又は(2)に定める便所※を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(三)において同じ。)から当該8(1)又は(2)に定めるそれぞれの便所までの経路</p> <p>(三)建築物又はその敷地に次に定める基準に適合する車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (イ)幅は、3.5m以上とすること。 (ロ)車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。 (ハ)車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>※P72、74 便所参照</p>	<p>・「利用円滑化経路」とは、段差をなくしてスロープやエレベーターを設けることで高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路をいう。</p> <p>・「利用居室」とは、建築物にある利用者の用に供する居室をいう。</p> <p>・「道等」とは、道又は公園、広場その他の空地をいう。</p> <p>・路面を青色に塗装することにより、障害者にとって利用しやすい施設となる。</p>
-------------------	---	---------------------	---



利用円滑化経路の例(床面積500㎡以上の商業ビル)



利用円滑化経路の例(床面積500㎡以上のスーパーマーケット)

# 利用円滑化経路

## 基本的な考え方

- 建築物の敷地の接する道等から利用居室に至る1以上の経路を車いす使用者等が円滑に利用できる利用円滑化経路とし、当該利用居室から多機能便所及び車いす使用者用駐車施設に至る1以上の経路についても車いす使用者等が円滑に利用できる利用円滑化経路とする。

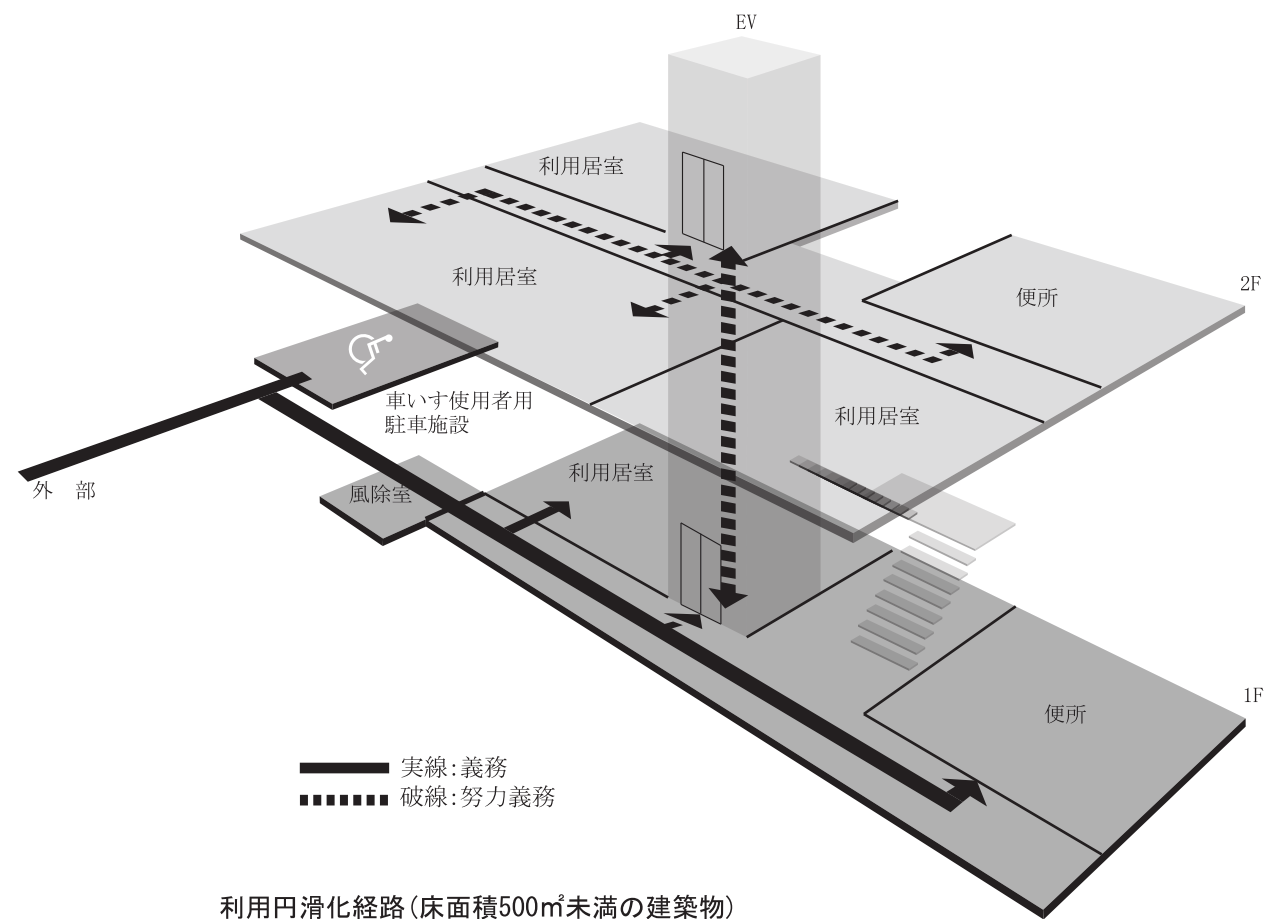
1

### ● 整備基準

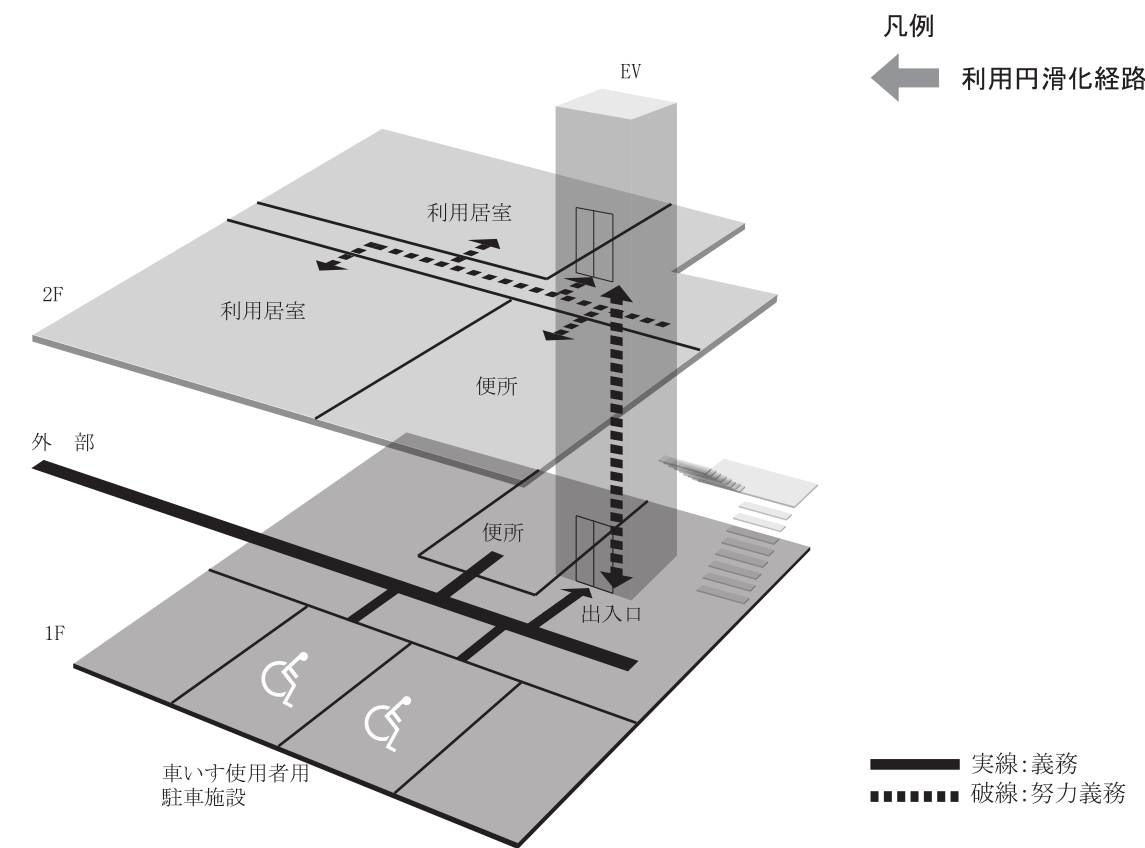
### ○ 望ましい基準

### 解説

<p>(2)500㎡未満の建築物で地上階に利用居室を有するもの</p>	<p>床面積の合計が500㎡(共同住宅又は寄宿舎にあっては、1000㎡)未満の建築物で地上階(直接地上へ通ずる出入口を有する階をいう。以下同じ。)に利用居室を有するものについては、次に掲げる施設((二)又は(三)に掲げる施設にあっては、建築物又はその敷地内に(二)又は(三)に掲げる施設を設ける場合に限る。以下「便所等」という。)から地上階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を利用円滑化経路とすること。この場合において、前段の建築物で地上階以外の階に利用居室を有するものについては、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を利用円滑化経路としよう努めること。</p> <p>(一)道等 (二)一以上の8(1)又は(2)に定める便所(地上階に設けられるものに限る。) (三)車いす使用者用駐車施設</p>		
<p>(3)500㎡未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有するもの</p>	<p>床面積の合計が500㎡(共同住宅又は寄宿舎にあっては、1000㎡)未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有するものについては、便所等から地上階にある出入口までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を利用円滑化経路とすること。この場合において、前段の建築物で地上階以外の階にある利用居室については、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を利用円滑化経路としよう努めること。</p>		
<p>(4)利用円滑化経路の長さ</p>	<p>利用円滑化経路は、できるだけ短くすること。</p>		
<p>(5)階段又は段</p>	<p>利用円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合には、この限りでない。</p>		



利用円滑化経路(床面積500㎡未満の建築物)



利用円滑化経路の例(床面積500㎡未満の建築物で地上階以外のみに利用居室がある場合)